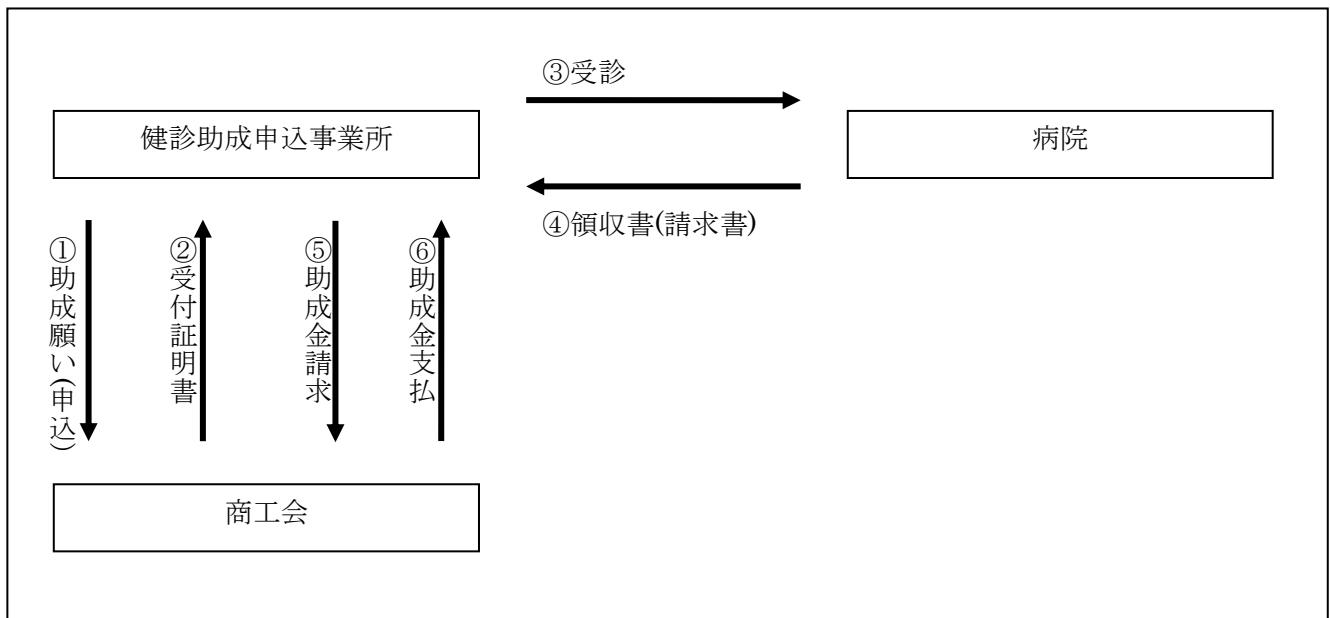


健康診断受診事業所への助成について（手順）

- ①健康診断助成申込事業所（以下、健診助成申込事業所）が古賀市商工会（以下、商工会）に助成願（申込書）を申込締切の9/5（水）までに**持参・郵送（FAX等不可）**して下さい。ただし、定員100名に達し次第、期限前でも締め切ります。
- ②商工会が健診助成申込事業所に対し、受付証明書を発行（申込締切後郵送）します。
- ③健診助成申込事業所がまず従業員等に病院（古賀市内外問わず）で**実施期間中（9/10～12/5）**に健康診断を受診して下さい。
- ④健診助成申込事業所は病院から受診料の領収書（健康診断料と明記されたもの）または請求書（健康診断料と明記されたもの）をもらって下さい。
- ⑤健診助成申込事業所は助成金の請求書を作成し、**作成した請求書と健康診断の領収書のコピー**（または**健康診断の請求書のコピー**）を商工会へ提出することで、助成金の請求を行います。
※請求については、申込受診者が全て受診し終えて、**まとめて請求**して頂きますようお願い致します。助成金の支払い日は、9/12(水)～1/30(水)の毎週水曜日であり、**毎週火曜日までに**請求いただいた分をその週の水曜日にお支払い致します。
※請求書については、書式は問いませんが、必ず、「**健康診断助成金として、2,000円 × ○名（受診者人数）分を請求する**」の文言を記載して頂きますようお願い致します。
- ⑥助成金支払い
商工会が、健診助成申込事業所から頂いた請求書と健康診断の領収書のコピー（または健康診断の請求書のコピー）の確認後、健診助成申込事業所へ助成金を支払います。
※助成金支払い日…**9/12（水）～1/30（水）の毎週水曜日**
最終週は**1/29（火）**までに請求して頂きますようお願い致します。
※現金支払いです。
※領収書（助成金支払いに対する）のご用意をお願い致します。



労働安全衛生規則第44条の検査項目（定期健康診断）

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長^(※)、体重、腹囲^(※)、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査^(※)及び喀痰検査^(※)
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）^(※)
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）^(※)
- 8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）^(※)
- 9 血糖検査^(※)
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査^(※)

※医師が必要でないと認めるときは省略可。